

国民健康保険料～減免制度の充実を！

市議団が行った市民アンケートにおいて、最も切実な要望として寄せられた項目が「国民健康保険料の引き下げ」でした。これまで、保険料の引き下げとともに減免制度の拡充を議会でも求めてきました。2008年には、3人以上で一定の所得以下の世帯への減免制度が創設されました。引き続き、高齢者や障がい者、子育て世帯を対象とした減免制度の拡充・充実にむけ頑張る決意です。

9月21日付赤旗日曜版でも紹介されました



自治体独自の国保料減免制度の例

千葉市	法定減額※にならないが一定所得以下	→1割減額
新潟市	障害者がある世帯、母子・父子世帯	
静岡市	就学援助を受けている世帯	
名古屋市	・法定減額の世帯 ・65歳以上、障害者、寡婦・夫で法定2割減額の世帯 ・65歳以上で前年所得35万円以下 ・障害者、寡婦・夫で前年所得125万円以下 ・法定減額にならないが一定所得以下	→1人2000円減額 →3割減額 →均等割3割減額 →均等割3割減額 →均等割2割減額
大阪市	法定2割減額の世帯で一定所得以下	→3割減額
四条畷市(大阪)	障害者がある世帯 借入金、住宅ローンなどがある世帯	
徳島市	児童扶養手当の受給世帯、重度障害者、難病患者がある世帯	
北九州市	18歳未満の子が2人以上で一定所得以下の世帯	
熊本市	3人以上で一定所得以下の世帯	→国保料の1割減額

※法定減額は国の制度で、世帯の所得により国保料の均等割等を7割、5割、2割減額。このほか、前年より所得が減った世帯を対象に国保料を減免する自治体も多くあります。 編集部調べ

国保料は、所得割や世帯割とあわせ、人数に応じてかかる均等割の合計で計算されます。よって、赤ちゃんが一人生まれれば、世帯の所得は変わってなくても保険料が高くなる仕組みです。子ども、高齢者、障がい者がいる世帯への保険料減免制度の創設が求められます。

- ### <9月議会> 日本共産党市議団から提案した意見書(案)
- ・さらなる消費税増税を実施しないことを求める意見書(案)
 - ・大矢野演習場での日米共同演習、オスプレイの参加中止を求める意見書(案)
 - ・解釈改憲による集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を求める意見書(案)
 - ・米価暴落にあたり、生産コストに見合う米価のための緊急措置を求める意見書(案)
 - ・熊本県単独事業負担金の増額等を求める意見書(案)



「オスプレイの配備・訓練中止を求める意見書方」ならびに「消費税引き上げ反対の意見書」は、市民連合からも提案されているので、共同提案に向けて協議しています。

*「意見書」とは、地方自治法第99条に定められた、地方公共団体の公益にかかわる事柄に関し、議会の議決に基づき、議会の総意としての意見を内閣総理大臣、国会、関係行政庁に提出するものです。

【控室から】
「MICE建設中止」を大きな世論に
上野 みえこ

共産党市議団へ、以下のような手紙が届きました。「桜町再開発について、深く追及してください。とても不透明です。百貨店がひとつになるのも寂しいし、再開発ビルが捕らぬ狸の皮算用のような夢のような計画、結果が出たとき幸山市長は過去の人で、思わしくない時、だれが責任を取るのでしょうか。・・・(中略)・・・」

開発・箱物行政で、市民の汗の結晶である「税金」の無駄使いはしてほしくない。市長選挙で、再度計画見直し議論がなされることを希望するものです。「400億円もの市民の血税を投入することとなる「MICE施設」整備に対する、市民の率直な声ではないでしょうか。市民にまともな説明も情報提供もせず、幸山市長が強硬にすすめてきた3000人の大会議場・MICE建設に、市民は「GOサイン」を出していません。大阪・堺市は、市長交代で、都市計画決定の済んでいた再開発への文化ホール建設を止めました。熊本市も、今からでも中止は可能です。市政史上最大のムダづかい「MICE建設は中止」を大きな世論にしていきましょう！

日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団
ますだ牧子 上野みえこ なすまどか
熊本市中央区手取本町1-1 3階

NO. 918
2014年9月21日
電話 328-2656
FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp
HP：http://www.jcp-kumamoto.com/

市役所・市民病院等の臨時職員・嘱託にも



正規職員並みの通勤費支給を!

政令指定都市最低の1日160~250円

総務省は7月、官製ワーキングプア（働く貧困層）と言われる地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善などを求める通達を全国の自治体に出しました。「時間外手当や通勤費も支給できる」と明記され、年休、産休、育児・介護休暇等についても整備するよう求めています。

熊本市の臨時・嘱託職員への通勤費支給と共に、全国の水準から大きく立ち遅れています。正規職員化や市職員並みの交通費支給など非正規雇用職員の待遇改善が求められています。

熊本市臨時職員通勤費支給額基準と5年間の実績推移

距離区分	日額
2km未満	0円
2km以上20km未満	160円
20km以上	250円

<支給額推移>
 2009年度～日額100円
 2010年度～日額150円
 2014年度～通勤距離に応じ、日額160円～250円

2013年度の1人当たりの年間平均額は3万1800円

年度	年総額（千円）	対象者（月平均の人数）	一人当たりの年間平均額（円）
2009年度	2308万2	1020人	2万2600円
2010年度	4145万2	1224人	3万3800円
2011年度	4478万7	1334人	3万3500円
2012年度	4967万4	1491人	3万3300円
2013年度	4981万2	1563人	3万1800円

政令指定都市の非常勤職員・臨時職員通勤手当支給状況

政令市	非常勤・臨時職員の通勤手当支給額	支給対象等
熊本市	公共交通機関・交通用具 160円/日、20km以上 250円/日	直線距離片道2km以上
札幌市	公共交通機関（規定に基づき運賃相当額支給）上限 55000円/月、交通用具（距離に応じ支給。上限 24900円/月）	片道1km以上
仙台市	同上、交通用具（距離に応じ支給。上限 18000円/月）	片道2km以上
さいたま市	同上、交通用具 2000円/月	〃
千葉市	同上、交通用具（距離に応じ支給。上限 1100円/日）	片道1km以上
川崎市	同上、交通用具（距離に応じ支給。上限 24500円/月）	片道2km以上
横浜市	同上、交通用具（距離に応じ支給。上限 24500円/月）	片道1km以上
新潟市	同上、交通用具（距離に応じ支給。上限 24500円/月）	片道2km以上
静岡市	公共交通機関1か月定期代（上限なし）交通用具（1kmから距離に応じ支給。上限 300円/日）	片道1km以上
浜松市	公共交通機関（規定に基づき運賃相当額支給）交通用具（距離に応じ支給。上限 23200円/月）	片道2km以上
名古屋市	公共交通機関（〃）上限 50000円/月、交通用具（〃）上限 20900円/月）	〃
京都市	嘱託（2km以上実費支給 上限 55000円/月） 臨時（2km以上実費支給 上限 18180円/月） 交通用具（距離に応じ支給。上限 44524円/月）	〃
大阪市	公共交通機関（6か月定期代）上限 55000円/月、交通用具なし	
堺市	〃、交通用具（2km以上距離に応じ支給。上限 24500円/月）	〃
神戸市	嘱託 職員と同じ（6か月定期、上限 55000円/月） 臨時（実費相当額支給 上限 55000円/月） 交通用具（2km以上距離により支給上限 8900円/月）	〃
岡山市	嘱託 職員と同じ（距離区分で支給。上限 22800円/月） 臨時（距離に応じ支給。上限 1000円/日）	〃
広島市	職員と同じ公共交通機関（実費相当額支給上限 55000円/月） 交通用具（実費相当額支給上限 29600円/月）	〃
北九州市	公共交通機関（〃）、上限 900円/日、交通用具（2km以上距離に応じ支給。上限 7500円/月）	〃
福岡市	公共交通機関（規定に基づき運賃相当額支給）上限 800円/日、 交通用具（距離に応じ支給。上限 310円/日）	〃